

様式第4号（第3条関係）

25西選第508号  
平成25年8月5日

## 公文書不開示決定通知書

山口 あずさ 様

西東京市選挙管理委員会委員長 西村 誠



平成25年7月29日付けで受理した公文書の開示請求に対して、西東京市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

公文書の開示の可否を決定した日	平成25年8月5日
公文書の件名又は内容	平成25年7月21日執行 参議院議員選挙東京都選出選挙投票用紙
開示しない理由	西東京市情報公開条例第7条第1号、同条第2号及び同条第4号に該当 (理由) 公職選挙法第71条及び公職選挙法施行令第76条で投票用紙は封印の上保存することが規定されており、裁判等で職権による請求があったとき以外は開示いたしません。 また同法52条には投票の秘密保持が規定されており、筆跡等で個人が特定される可能性があり、法を侵しかねません。さらに開示により、投票の秘密が侵されると今後の選挙にも影響を及ぼすおそれがあるため
西東京市情報公開条例第11条第5項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	25. 8. 7日
事務担当部課	西東京市選挙管理委員会事務局 (電話 042-438-4090)

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、西東京市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

※ この決定については、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は西東京市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。